

項目		保証対象	保証の対象となる現象例	適用除外	期間	
構造躯体	基礎	構造強度に影響を及ぼす変形、損傷及び亀裂	住宅瑕疵担保責任保険の基準に準ずる	資材の材質的な収縮に起因し、構造上特に支障のないもの(その他、住宅瑕疵担保責任保険及び品確法の範囲外になるもの)	10年	
	床					
	壁					外壁 内部耐力壁
	屋根					
防水	屋根、庇類及びインナーバルコニー等※①	雨漏	住宅瑕疵担保責任保険の基準に準ずる	建物の使用に影響のない軽微な透水または屋外面の水たまり及び表面仕上の塗着家具、調度品の汚損(その他、住宅瑕疵担保責任保険及び品確法の範囲外になるもの)	10年	
	外壁					
	外壁開口部の取合部					
構造躯体以外の 下地及び仕上	基礎	仕上材	モルタル等仕上材の剥離及び損傷並びに床下換気孔等の脱落又は破損	収縮亀裂、白樺	2年	
	床	主要構造部以外のコンクリート部分(内外土間、犬走り、ポーチ、テラス等)	コンクリート及び仕上材	沈下、割れ及び肌分れの著しいもの		収縮亀裂、白樺
		室内床(室内階段を含む)	下地材、仕上材及び造作	材料の変質または変形による割れ反り、すき、きしみ及び床なりの著しいもの		設計時に予想しなかった重量物設置に起因するもの及び過度の暖房によるもの
	壁	外壁	下地材、仕上材及び造作	下地材の反り、狂い及び仕上材の剥離、変形、割れの著しいもの		構造上または機能上影響のない亀裂及び過度の暖房によるもの
		内壁				
	天井	軒天井	下地材、仕上材及び造作	下地材の反り、狂い及び仕上材の剥離、変形、割れ、たれ下りの著しいもの		入居者が取り付けた機器等によるもの
		室内天井				
	屋根及び庇	屋根葺材及び水切、雨押等役物	破損、めくれ及び脱落	標準以上の積雪に起因するもの		
	樋	樋及び金物	脱落、破損及びたれ下り	標準以上の積雪、凍結、枯葉等の詰りに起因するもの		
	外部金物	破風、鼻隠、手摺及び面格子	変形、破損及びはずれ	標準以上の積雪に起因するもの		
建具※②	外部建具	建具及び付属部品	反り、建付不良、作動不良及び隙間の著しいもの並びに部品の故障	作動に影響のない反り、木材の軽微なひび割れ及び過度の暖房によるもの並びに暴風雨、豪雨等による建具からの一時的な雨水の侵入		
	内部建具					
構造躯体以外の 下地及び仕上	塗装	外部塗装 内部塗装	塗装及び吹付仕上面	剥離、白樺及び亀裂の著しいもの	2年	
	浴室	漏水	漏水及び漏水による室内仕上面の汚損	家具、調度品の汚損		
	防露	床、壁、天井の結露工事を行った部分	水蒸気の発生が少ない暖房機器の通常の使用による結露水のしたたり	地域特性、立地条件、換気不足、水蒸気を大量に発生するような住まい方によるもの、サッシ、ガラス及び浴室、便所、洗面所等の結露		
付帯設備	上下水道	配管、水栓器具、厨房器具、暖房器具、衛生器具、浴槽及びし尿浄化槽	配管及び器具	故障、破損及び取付けのみ、支持不良	2年※③	
	電気	配管、配線、配線器具、分電盤、照明器具、換気器具、通信器具、電話配管(線)、テレビ配管(線)および熱源器具	配管、配線器具及び配線材料			
	ガス※④	給湯器具	器具			
	電気	配管、給湯器具	配管及び器具			
組積工事	外構	境界工事、門柱、塀工事	下地及び仕上面	剥離、亀裂の著しいもの	目字部分における軽微な亀裂、白樺、雨だれ	2年
虫害※⑤	※⑥	白蟻	防蟻または防虫処理を行った部分	ヤマトシロアリ又はイエシロアリの発生による蝕害および損傷	5年	
		ヒラタクイムシ		木部の蝕害	2年	
【備考】 上記表における「著しい」とは、そのものが本来持つべき機能を有しない場合、又は通常修理が必要と思われる程度をいいます。 ※①: 屋根、庇類及びインナーバルコニー等については入居者の適切な維持管理を前提とします。 ※②: 建具には換気扇、換気孔等を含みます。 ※③: 電気、水道またはガスの供給主体もしくは製造メーカーの定めがある場合はそれによります。 ※④: ガス配管についてはガス専業法によります。 ※⑤: 畳、ジュタン等に発生するダニ類は保証対象から除きます。 ※⑥: 白蟻については土壌処理工事を行ったものを対象とします。						